

ご意見の概要と当省の考え方について

	修正箇所	意見の要約	考え方
1	総論	「望ましい」「重要である」とされる取組みの全てが本当に市民・消費者の利益のために必要とまでいえるのか、「望ましい」「重要である」として追加された事項を全て厳格に遵守できる事業者が果たしてどれほどの割合で存在するのか、事業者に完全な遵守を事実上期待できないような条項が多数盛り込まれることによって逆にガイドラインの規範性が低下するなどのおそれはないか、といった観点から、検証を行っていただきたい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
2	総論	事業分野ごとのガイドラインの共通化への対応を評価する。	-
3	総論	「事業活動の特性、規模及び実態に応じ」という文言については、具体的に何を指すかが明確ではなく、同ガイドラインの適用の可否が限定される印象を受けるので、削除が望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
4	1.目的及び適用範囲	ガイドラインの適用範囲を個人情報取扱事業者でない事業者等にも広げる旨の記述は、法の主旨を曲げることにつながりかねず、また、その意義も少ないので、削除すべきである。	個人情報保護法第3条に規定する基本理念を踏まえた内容であり、また、あくまで望ましいとする記述であるため、法の主旨を曲げることにはつながらないと考えます。なお、平成20年7月に内閣府が作成した「標準的なガイドライン」にも同趣旨の記述があります。
5	1.目的及び適用範囲	個人情報保護取扱事業者でない事業者についても、個人情報の適正な取扱いが図られなければならないとの内容が追加されたことを評価する。	-
6	1.目的及び適用範囲	個人情報保護取扱事業者でない事業者についても、個人情報の適正な取扱いが図られなければならないとの内容が追加されたことを評価するが、個人情報、さまざまな方法で企業の大小にかかわらず、次々漏えいしている現状を見ると、「努力義務」の今後の状況次第によっては、「義務」とすることを今後の検討課題にしていきたい。	ご指摘の点については、法解釈基準である本ガイドラインに盛り込むことは困難であると考えます。
7	2-1-1.個人情報	事業者内で「非個人識別性データ」にのみアクセスできる従業員が社内規定上・運用上「個人識別性データ」にアクセスできないときは、当該非個人識別性データには個人情報保護法が適用されないことを明記して頂きたい。	ご指摘については、Q & Aにおいて解説しています。
8	2-1-3.個人情報取扱事業者	「特定の個人の数」の明確化を評価する。	-

9	2-1-4.個人データ	ダイレクトメールの宛先等、出力後分散した個々の帳票等に印字された個人情報は、個人情報データベース等から出力されたものであっても、個人データではない旨の記載を追加する。	個人情報データベース等から出力された帳票等に印字された個人情報は、個人データに該当します。なお、本ガイドラインにおいては、「安全管理措置の義務違反とはならない場合(従業員の監督及び委託先の監督の義務違反ともならない場合)」として、「内容物に個人情報が含まれない荷物等の宅配又は郵送を委託したところ、誤配によって宛名に記載された個人データが第三者に開示された場合」を示しているところ、一般的に、ダイレクトメールの誤配の場合もこれに該当すると考えます。
10	2-1-5.保有個人データ	事例2は、犯罪による収益との関係が疑わしい取引について、具体性をもって記載すべきである。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第9条第1項に規定する届出の対象情報を想定しています。
11	2-1-10.本人の同意	「本人の同意」は本人が納得してなすべきものであり、書面に署名するなど形式的には整っている場合であっても、本人の主体性を尊重しない方法は不適正であることを明記すべきである。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
12	2-1-10.本人の同意	利用目的を達成する為に最低限必要な個人情報以外の個人情報の提供の同意の強要の禁止の記載追加を提案する。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
13	2-1-10.本人の同意	本人が同意したものであっても、後日、状況の変化等によって同意を撤回することを希望することがある。同意の撤回の希望があった場合の対応について、ガイドラインに明記すべきである。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。なお、「保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい」との記述を盛り込むこととしています。
14	2-1-10.本人の同意	本人が同意に係る判断を行うために、事業者は契約締結の必須条件となる同意事項とそれ以外の第三者提供に関する同意事項を区別すべきであることについて、ガイドラインに明記すべきである。	ご意見の趣旨は、法解釈基準であるガイドラインに盛り込むのは困難であると考えます。なお、取組実践事例で、「不同意なものを提示できる」例を盛り込んだり、JISQ15001で「本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果」(3.4.2.4(g))を知らせることを盛り込むこと等により、ご意見の趣旨を促進していきたいと考えます。
15	2-2-1.(1)利用目的の特定	「利用する個人情報の項目及び入手先の事業者名等を特定することが求められるわけではない」ということは自明のことであり、あらためてガイドラインに記載するまでもない、という理由で削除したと判断してよいか。	保有個人データの開示について、「消費者等、本人の権利利益保護の観点から、…個人情報の取得元又は取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記し、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい」などとしたことから、削除したものです。
16	2-2-1.(1)利用目的の特定	削除した「利用目的の特定の際に、利用する個人情報の項目及び入手先の事業者名等を特定することまで求められるわけではない。」の記述は維持願いたい。(他1件)	保有個人データの開示について、「消費者等、本人の権利利益保護の観点から、…個人情報の取得元又は取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記し、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい」などとしたことから、削除したものです。

17	2-2-1.(1)利用目的の特定	「また、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態に応じ、事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、本人の選択によって利用目的の限定ができるようにしたりする等、本人にとって利用目的がより明確になるような取組が望ましい。」のフレーズが挿入されたが、内容は「個人情報の特定」時の事項ではなく、「個人情報の取得」時や「個人情報の利用目的の公表」時の事項を示したものであり、それぞれの条項に関連した場所に記述すべきである。	利用目的の特定に関する事項として記述するのが相当であると考えます。
18	2-2-1.(1)利用目的の特定	追加された「また、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、～明確になるような取組みが望ましい。」の一文を「具体的には、～」の前(つまり、現在二重消線の部分)へ移動してはどうか。	「具体的には、～」は、利用目的の特定に関する具体例であるため、原案が相当であると考えます。
19	2-2-1.(1)利用目的の特定	企業によるセールス情報の送付は、顧客サービスの向上には該当しないことの記載追加を提案する。	個別具体的に判断することとなるため、一般論として記述することは困難であると考えます。
20	2-2-1.(1)利用目的の特定	利用目的の特定の事例として、「契約不成立の場合の個人情報の取り扱い」を追加することが望ましい。	利用目的の特定の事例として追加するのは相当ではないと考えます。
21	2-2-1.(1)利用目的の特定	「顧客の種類ごと」とは、「サービスや商品ごと」と解釈してよいか。 (他1件)	ご意見を踏まえ、Q & Aを追加します。
22	2-2-1.(1)利用目的の特定	利用目的の事業内容を勘案して顧客の種類ごとに限定して示すという内容の追加は、本人にとって利用目的がより明確になるものであり評価できる。	-
23	2-2-1.(1)利用目的の特定	「本人の選択」による利用目的の限定は、事業やサービス運営に影響しない範囲における限定という理解でよいか。 (他1件)	あくまで望ましい取組ですので、各事業者の実情に応じ、取り組んでいただきたいと思います。
24	2-2-1.(2)利用目的の変更	利用目的の変更について、本人が想定することが困難な事例を追加することが望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。

25	2-2-1.(5)(i) 法令に基づく場合	「一方、刑事訴訟法第197条第2項(捜査に必要な取調べ)や…法令に根拠があるのでこれに該当する。また、弁護士法第23条の2(弁護士会からの照会)の場合も、同様に、対象となると考えられるが、提供に当たっては、同照会制度の目的に則した必要性和合理性が認められるかを考慮する必要がある。」とあるが、法文の体裁は、刑事訴訟法第197条第2項と弁護士法第23条の2とで、全く相違がない。また、広島高裁岡山支部平成12年5月25日判決(判例時報1726号116頁)、大阪高裁平成19年1月30日判決(判例時報1962号78頁)、その他の地裁判決でも、一様に、弁護士法第23条の2の照会制度は「基本的人権の擁護、社会正義の実現という弁護士の使命の公共性を基礎として、捜査機関に関する刑事訴訟法第197条第2項にならって設けられたもので、個々の弁護士の申出に基づき、弁護士会が適否を審査して照会することとされたものであるから、照会先にはこれに応じて報告すべき法的及び公的な義務がある。」と理解されており、この旨が判示されている。したがって、刑事訴訟法第197条第2項の場合と弁護士法第23条の2の場合とで、取扱いに差を認めるような表現は適当ではなく、削除されるべきである。(他2件)	弁護士法に基づく照会に対する回答について違法と判断した最高裁判決(最高裁昭和56年4月14日第三小法廷判決)があることを踏まえ、同照会制度の目的に則した必要性和合理性が認められるかを考慮する必要があるとしているものです。
26	2-2-1.(5)(i) 法令に基づく場合	「強制力を伴わないが、法令に根拠がある」に該当する事例と「目的に則した必要性和合理性が認められる」に該当する事例を区分して記載してはどうか。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
27	2-2-2.(1)適正取得	法第23条においては本人の同意を要さないオプトアウトや個人情報の提供を受ける第三者には該当しない委託、共同利用等についても定めている。文頭に「本人の同意を得ることなく、かつ、」と置くと、法第23条の意義と矛盾し、同条の意義を取り違えることが考えられるため、文意を明確化するには文末にカッコ書きで(ただし、本人の同意を得ている場合は除く)としたほうが分かりやすい。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
28	2-2-2.(1)適正取得	適正取得についての事例の追加は評価できる。	-
29	2-2-2.(1)適正取得	【不正の手段により個人情報を取得している事例】に事例4及び事例5が追加されたことは評価するが、表現が抽象的なので、Q&Aに具体的な事例を追加する。	ご意見を踏まえ、Q & Aを追加します。
30	2-2-2.(1)適正取得	内部不正等により漏えいしたと知り、又は、容易に知ることができる場合は、当該個人情報を取得してはいけないことの記載追加を提案する。	ご指摘のケースは、事例5)の「など」に含まれると考えます。

31	2-2-2.(2)利用目的の通知又は公表	事業者側が示した利用目的に対して、消費者側が拒否した場合の対応について、ガイドラインに明記すべきである。	法は、どのような利用目的を設定するかについて制限していないため、ご意見の趣旨を、法解釈基準である本ガイドラインに盛り込むのは困難であると考えます。
32	2-2-2.(3)直接書面等による取得	本人が提出した書面であっても、契約申し込みの撤回等によって返却を希望することがある。返却の要望があった場合の対応について本人に対して明示することを、ガイドラインに明記すべきである。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。なお、「保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい」との記述を盛り込むこととしています。
33	2-2-2.(5)()利用目的が自明	利用目的が自明のケースでは、利用目的を達成する為に最低限必要な個人情報以外の個人情報の取得の禁止の記載追加を提案する。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
34	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】	「安全管理措置の評価」の表現をより分かり易くする改善する為に、「安全管理措置の有効性の評価」とすることを提案する。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
35	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】	一個人情報取扱事業者が複数の事業を営んでおり所属する業界団体等の関係機関が複数ある場合、報告先は本人が苦情等を申立て等をする事ができる先との考え方でよいか。	それぞれの関係機関に報告するのが相当であると考えます。

36	2-2-3-2.組織的安全管理措置〔各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示〕	<p>配達員が誤って別人宅に配達したとき、事業者が住所の号室を誤記載したことで隣宅に配達されたとき、本人が事業者に申告した住所の号室に誤りがあったことで隣宅に配達されたとき、本人が事業者に申告したファクシミリ番号及びメールアドレスに誤りがあったことで第三者の連絡先に送信したとき、本人が住所を変更したことを事業者に申告する義務を怠っており転居届も出していなかったことで旧住所に配達されたとき、本人がファクシミリ番号及びメールアドレスを変更したことを事業者に申告する義務を怠ったことで旧連絡先に送信したときは、誤配や誤送信に当たるか。</p> <p>誤配の報告について、内容物に個人情報が含まれている場合でも開封されなかったとき、および開封されたときでも含まれる情報が特定の個人を識別することができる別の個人情報ではなく単に付随する取引情報(例えば、事業者の顧客であることが判明する程度のお礼状など)のみのときは、報告不要としていただきたい。</p> <p>郵便物及び宅配荷物の宛名書情報が、配達の上で第三者に見られただけの場合は、安全管理措置を講じる必要がある個人情報の漏えいには該当せず、従って報告不要であると明確にしていきたい。</p>	<p>については、宅配又は郵送の委託先に何らの責任もない場合には、誤配には当たらず、また、個人情報取扱事業者に何らの責任もない場合には、誤送信には当たらないと考えます。</p> <p>の前段のケースについては、報告を要すると考えますが、後段のケースについては、個別具体的に判断するととなるため、一般論として回答することは困難であると考えます。 については、本ガイドラインにおいては、「内容物に個人情報が含まれない荷物等の宅配又は郵送を委託したところ、誤配によって宛名に記載された個人データが第三者に開示された場合」を「安全管理措置の義務違反とはならない場合(従業者の監督及び委託先の監督の義務違反ともならない場合)」としているところ、配達の上で第三者に見られただけの場合についても同様であると考えられるため、報告を要しないと考えます。</p>
37	2-2-3-2.組織的安全管理措置〔各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示〕	<p>郵便物及び宅配荷物が、配達後に第三者に見られた場合(例えば、親展扱いの郵送物を同居人が開封したとき)は、安全管理措置を講じる必要がある個人情報の漏えいには該当せず、従って報告不要であると明確にしていきたい。</p>	<p>例示されたケースについては、報告を要しないと考えます。</p>
38	2-2-3-2.組織的安全管理措置〔各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示〕	<p>個人情報保護に係る管理体制・安全管理措置の監査そのもの有効性と、監査品質を確保(レベルアップ)する為に、監査人は、個人情報保護に係る専門性(力量)を備えている必要があることを明確に要求することを提案する。</p>	<p>今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。</p>
39	2-2-3-2.組織的安全管理措置〔各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示〕	<p>「ファクシミリやメールの誤送信(宛名及び送信者名以外に個人情報が含まれている場合)」とあるが、安全管理措置の対象は「個人データ」であるため、「個人情報」ではなく「個人データ」とすべきである。</p>	<p>今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。</p>

40	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	<p>窓空きの封筒を利用して郵便物を送付する場合、容態としては封筒の内容物に宛名と宛先住所が記載されるが、その他に個人情報が記載されていない荷物等」と言えるか。</p> <p>内容物に記載された個人情報が、宛先情報(氏名・住所)と同一の情報のみであった場合、誤配時の報告は不要という理解でよいか。</p> <p>誤配の場合において、内容物に個人情報が含まれる場合であっても当該荷物・郵送物等の未開封が確認できれば、内容物に個人情報が含まれないケースと同様に報告不要であると理解してよいか。</p> <p>(他1件)</p>	<p>については、「内容物に個人情報が含まれない荷物等」に該当すると考えます。 については、まったく同一であれば、報告を要しないと考えます。 については、報告を要すると考えます。</p>
41	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	<p>個人データの漏洩を防止する技術的措置を講じている中で発生した事故(例えば、a)個人データについて高度な暗号化等の秘匿化が施されている状態で紛失した場合や、個人情報を構成するデータを複数に分散・割符化し一部のデータのみでは復号できないようにした状態において当該一部のデータのみを格納したノートPC、携帯電話、可搬記憶媒体等を紛失した場合、b)秘匿化が施された個人データを紛失したが、その直後に当該個人データを破壊したことを確認できた場合、など)については、本人の権利・利益を損なわないことから、本人への連絡および事実関係等の公表だけでなく、主務大臣への報告も省略できることとして頂きたい。</p>	<p>今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。</p>
42	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	<p>「ファクシミリやメールの誤送信(宛名及び送信者名以外に個人情報が含まれていない場合)。なお、内容物に個人情報が含まれない荷物等の宅配又は郵送の誤配については、報告不要である(2-2-3-2.【安全管理措置の義務違反とはならない事例(従業者の監督及び委託先の監督の義務違反ともならない場合)】参照。)」とあるが、これは、荷物等の宅配又は郵送を委託する者と、荷物等の宅配又は郵送を実施する者のどちらの場合も「報告不要である」ことを示したものであるか、否かを明確にする必要がある。</p>	<p>2-2-3-2.【安全管理措置の義務違反とはならない事例(従業者の監督及び委託先の監督の義務違反ともならない場合)】と同様に、委託元に関する記述です。この趣旨を明らかにするため、記述を修正しました。</p>
43	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	<p>高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合の「等」は、通常は、内閣官房情報セキュリティーセンターの政府機関情報セキュリティー対策のための統一基準解説書記載の秘密分散技術といった暗号以外の技術での対処可能性を示唆していると思われるが、そのほか、暗号の鍵管理も「等」に含まれることを明確にすべきである。</p>	<p>ご指摘については、Q & Aにおいて解説しています。</p>

44	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	本人への連絡を省略しても構わないものと考えられる例として、「高度な暗号化等」とあるが、“高度な”の尺度が曖昧であり、統一した尺度を提示すべきである。また、秘匿化について暗号化以外も例示すべきである。	ご指摘については、Q & Aにおいて解説しています。
45	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	「秘匿化として施していた措置内容を具体的に」のレベル感が明確ではない。秘匿化の措置内容の具体的なロジックまで報告することは難しいので、「秘匿化として施していた措置の概要を」に変更すべきである。	「高度な暗号化等の秘匿化として施していた措置内容」に関する報告の例について、Q & Aを追加します。
46	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	「事故又は違反への対処」として、「高度な暗号化の秘匿化が施されている場合」について、措置内容を具体的に報告するという内容の追加は評価できる。	-
47	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	「事故又は違反への対処」として、「漏えい等をした事業者以外では、特定の個人を識別することができない場合」について、措置内容を具体的に報告するという内容の追加は評価できる。	-
48	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	「事故又は違反への対処」として、「事実関係、再発防止策等の公表」について、「可能な限り」との文言の削除が望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
49	2-2-3-2.組織的安全管理措置【各項目を实践するために講じることが望まれる手法の例示】	「事故又は違反への対処」として、「事実関係、再発防止策等」が公表されない場合の同業種間の情報共有について、「業界団体等に報告を行うなど」、情報共有の方法などの文言の追加をすることが望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。

50	2-2-3-2.組織的安全管理措置【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項の例】	【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項の例】に盗難等の防止措置事例の「氏名、住所、メールアドレス等を記載した個人データとそれ以外の個人データの分離保管」に対応する規定例の記載追加を提案する。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
51	2-2-3-2.組織的安全管理措置【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項の例】	現在例示されているパソコンにおけるセキュリティ施策の浸透はある程度図られたように見受けられるが、内部不正行為への対策としては、個人情報的大量出力に関する脆弱性が放置されているので、個人データの利用者端末において、そもそも個人データをクライアント端末側に保有しない仕組みを採用することで、個人情報的大量出力に関する脆弱性を解消した、いわゆるシンクライアント端末の利用を事項の例として記載追加し、導入促進することを提案する。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
52	2-2-3-2.組織的安全管理措置【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項の例】	「配達記録郵便」は平成21年2月末に廃止されたので削除し、必要に応じ他の措置の記載とすべきである。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
53	2-2-3-4.委託先の監督	民間事業者が、送金(銀行・信用金庫)、配達(郵便)、通信・電報(電話)などの公共性の高い事業者を利用する場合、利用する事業者は委託に該当するのか、又は第三者提供に該当するか否かが不明確なので、現実問題として一民間事業者が監督及び指導の権限を行使することが非常に困難であるこれら公共性の高い事業者の利用は、第三者提供でも監督すべき委託先にも該当しないこととしていただきたい。	必ずしも公共性の高い事業者であれば委託先の監督の対象外となるわけではないと考えます。なお、本ガイドラインにおいては、「…個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとする」としています。
54	2-2-3-4.委託先の監督	実務では、委託契約や個人情報保護についての契約書や覚書の多くが、個人情報にまで対象を拡大しているため、データベース化されていない名刺等の個人情報にまで個人データと同等の管理を要求することとなり、委託先に必要以上の負担が生じている。個人情報にまで対象を拡大する必要がない旨、明記していただきたい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。なお、本ガイドラインにおいては、「優越的地位にある者が委託元の場合、委託先に不当な負担を課すことがあってはならない」としています。

55	2-2-3-4.委託先の監督	監督の行為には、「委託先における個人データ取扱い状況の把握」の結果、委託先の取扱いが適切でなければ、委託元の責任として、委託先への指導、支援や委託の中止などが必要であり、これらも明示すべきである。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
56	2-2-3-4.委託先の監督	委託先における個人データ取扱い状況の把握について、二次被害が発生する可能性が高い場合に、「より高い水準において」をもう少し明確化することが望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
57	2-2-3-4.委託先の監督	委託先の個人データ取扱い状況の把握について、二次被害発生の可能性が高い場合について「より高い水準において」をより分かりやすく、明確にすることが望ましい。 委託先の個人データ取扱い状況の把握において、委託処理の透明化を図るという内容の追加は、評価できる。さらに、具体的な方法として「委託先の管理方法」を明確な形で追加するのが望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
58	2-2-3-4.委託先の監督	「また、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業内容の特性、規模及び実態に応じ、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることが望ましい。」のフレーズの挿入において、“内容を明らかにする”行為を、どのような場面、手段で行うことを期待しているのが明確でない。 個人情報の取得の場面で“内容を明らかにする”のか、個人情報の利用目的の公表を行う場面で“内容を明らかにする”のか等を、明確に示すべきである。	ご意見を踏まえ、Q & Aを追加します。
59	2-2-3-4.委託先の監督	委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等の方法について、いわゆるプライバシーポリシーに盛り込むことや、個人情報の取得時に告知すること等のいずれかが考えられることを明記して頂きたい。	ご意見を踏まえ、Q & Aを追加します。
60	2-2-3-4.委託先の監督	委託先における個人データ取扱い状況の把握において、委託処理の透明化を図るという内容の追加は評価できるが、さらに具体的な方法として「委託先の管理方法」を追加することが望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
61	2-2-3-4.委託先の監督	「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」とあるが、委託の事実の有無といった程度の情報開示をイメージしているが、その理解でよろしいか。	委託の事実の有無の情報開示についても、委託処理の透明化に資するものと考えます。

62	2-2-4.(2)アウト	「例えば、名簿等の入手元を明らかにしないことを条件に販売するなどのように」を削除するとともに、「個人データの入手元を開示することを妨げるようなことは避けることが望ましい。」を「個人データの入手元を開示することを妨げてはならない。」とし、個人データの入手元の開示が妨げられないようにすることを徹底すべきである。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
63	2-2-4.(3)(ii)事業の承継	「安全管理措置を遵守させるため必要な契約」とあるが、通常の秘密保持契約と異なるのか、どのようなものが想定されるのかイメージできない。盛り込むべき条項(条文)の例示を記載していただきたい。(他3件)	ご意見を踏まえ、Q & Aを追加します。
64	2-2-4.(3).(iii)共同利用	「個人データを特定の者との間で共同して利用する場合」には、一部の項目の内容(例:製品購入履歴)について事業者がそれぞれ更新し(従って全項目の内容が完全に同一ではない)、同一の目的で管理・利用する場合、及び各事業者がそれぞれ「個人データの管理について責任を有する者」(法23条第4項第3号)として本人からの苦情受付等を行う権限を有する場合の何れもが含まれることを明記して頂きたい。	ご意見を踏まえ、Q & Aを追加します。
65	2-2-4.(3).(iii)共同利用	共同利用にあたって「あらかじめ一定の事項につき取り決めておくことが望ましい」事項が追加されているが、これらは、本人に通知又は本人が容易に知りうる状態においておく情報ではなく、共同利用者間で取り決めることが望ましい情報であることが明確になるよう記述していただきたい。	必ずしも本人に通知又は本人が容易に知りうる状態においておくことを否定するものではありません。
66	2-2-4.(3).(iii)共同利用	「一定の事項につき取り決めておく」ということは事務負担の増加になり、「共同利用の促進」につながらない。「検討する」程度の義務に留めるべきである。	ご指摘の記述は、法、ガイドライン等では事業者が共同利用を行う際の最小限のルールしか示していないことから、「共同利用」による個人情報の利用に慎重な事業者が多いという実情を踏まえ、盛り込んだものです。ご意見につきましては、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
67	2-2-4.(3).(iii)共同利用	【取り決めておくことが望ましい事項】に「本人から共同利用について停止の申し出があった場合の取扱い」を追加する。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
68	2-2-4.(3).(iii)共同利用	「共同利用の対象となる個人データの提供について、必ずしも当該共同利用者の範囲に属するすべての事業者が行う必要はない。」のフレーズが挿入されたが、内容・意味を理解し難い。具体的にどのような場面での行為について述べているのかを、分かり易く表現することが必要である。	共同利用者間の個人データの提供は、必ずしも双方向である必要はなく、一方向でもよいという趣旨です。この趣旨を明らかにするため、記述を修正しました。

69	2-2-4.(3).(iii) 共同利用	「共同利用者の範囲」の事例が追加されており、「本人が容易に知り得る状態に置かれているとき」とあるが、2-1-11の事例の「ウェブ画面での掲載」と同様でいいのか、更なる検討が必要と思われる。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
70	2-2-4.(3).(iii) 共同利用	事例の意図が正しく伝わるよう「事例」最新の共同利用者のリストがあり、本人が容易に知りうる状態に置かれているとき」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
71	2-2-4.(3).(iii) 共同利用	【上記 から までの事項の他に取り決めておくことが望ましい事項】を【上記 から までの事項の他に検討することが望ましい事項】に修正する。 「責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。」をカッコ書き中の文として追加しているが、同カッコ書きは「責任を有する者」の定義について定めている箇所であるため、削除し、【上記 から までの事項の他に検討することが望ましい事項】の例示項目の一つとして「共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つための措置」と組み入れる(順不同)。	「責任を有する者は、…」の記述を本文に移動しました。
72	2-2-4.(3).(iii) 共同利用	【引き続き共同利用を行うことができる事例】について、解説事項の順に、事例3)を最上段に移動し、事例1とする(以下、事例1を事例2に、事例2を事例3に付け替える)。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
73	2-2-5-2.保有 個人データの 開示	個人情報の取得元又は取得方法(取得源の種類等)は可能な限り具体的に、明記することのほか、本人からの求めに応じて遅滞なく回答することでも同様に望ましいことを明記して頂きたい。	あくまで望ましい取組ですので、各事業者の実情に応じ、取り組んでいただきたいと思います。
74	2-2-5-4.保有 個人データの 利用停止等	本人から求めがあった場合には、自主的に利用停止に応じることについての追加があり、評価できる。	-
75	2-2-5-5.理由 の説明	理由の説明について、「わかりやすく」を追加することが望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
76	2-2-6.苦情の 処理	消費者からの問合せや苦情については、より簡便な方法で受け付けるよう、ガイドラインに明記すべきである。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
77	5.個人情報取 扱事業者が その義務等を 適切かつ有効 に履行するた めに参考とな る事項・規格	個人情報保護を目的としたマネジメントシステムの確立は、PMS(個人情報の保護のためのマネジメントシステム)だけでは無く、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の構築も有効であることの追加を提案する。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。

78	5.個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格	個人データの安全管理措置の実施状況の確認に当たっては、当ガイドラインを監査基準とした第三者の専門家による「個人情報保護監査(仮)」の実施又は、経済産業省の「情報セキュリティ監査制度」を、それぞれ参考にすることができることの追加を提案する。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
79	5.個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格	事業者の個人情報保護を推進する上での考え方や方針について盛り込むべき事項として、「消費者の意向や消費者の権利利益の保護に配慮すること」の文言の追加が望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
80	5.個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格	「事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関すること」の「(ア)取得する個人情報の利用目的」に契約不成立の場合の取扱いについて追加することが望ましい。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。
81	別添 クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いについて	「クレジットカード情報等について特に講じることが望ましい安全対策措置」については、経産省が定義するのではなく、業界団体で世界的に推進している「PCIデータセキュリティ基準(PCI DSS)」への準拠を必須又は努力義務とすることを提案致します。	今後の社会情勢の変化等を踏まえ、検討して参りたいと考えます。